

公の施設の指定管理者の指定の件（南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業所））

令和5年（2023年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業所）
- 2 公の施設の位置
札幌市南区真駒内幸町2丁目
- 3 指定管理者
札幌市北区拓北8条3丁目4番20号
合同会社むすびや
代表社員 棚橋 亮仁
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業所）の指定管理者を指定するため、本案を提出する。